

令和3年第2回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第2回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和3年2月25日(木)午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール
- 3 出席委員（16名）

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員（なし）
- 5 報告事項
  1. 農家相談日について
  2. 事業計画届出書について
  3. 使用貸借権の合意解約による通知について
  4. 農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）
  5. 利用権設定の合意解約による通知について
- 6 議 事
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
  - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
  - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
  - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
  - 第5号議案 下限面積（別段の面積）の設定について
- 7 その他連絡・報告事項
  1. 令和3年度 美里町農作業標準料金表等（案）について
  2. 令和3年2月事業報告について
  3. 令和3年3月事業予定について
  4. その他
- 8 農業委員会事務局職員（1名）

事務局長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和3年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>今月総会も、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、1月総会と同様、事務局の朗読は省略させていただきますので、よろしくご理解とご協力のほどお願いいたします。</p> <p>また、総会の冒頭での会長挨拶も省略しますので、重ねてご理解とご協力のほどお願いいたします。</p> <p>それでは、議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより令和3年第2回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>本日の出席委員は16名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。9番佐々木裕一委員、10番遊佐恭一委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>農家相談日について、2月5日と2月19日に農家相談を行っておりますので、最初に2月5日の担当委員より報告願います。</p>
我妻卓美委員	<p>2月5日、202会議室で、伊藤会長、大崎委員、私我妻で対応いたしました。相談者はありませんでした。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>続きまして、2月19日の担当委員より報告をお願いいたします。</p>
古内世紀委員	<p>2月19日金曜日、202会議室におきまして、担当、邊見職務代理、久道雄悦委員、そして私の3名で待機しましたが、相談者はありませんでした。</p>

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、事業計画届出書について、既に皆様には総会資料をお配りしておりますので、一読されたと思いますが、事務局より若干の説明がありますので、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項2番、事業計画届出書について説明をする。)

議長

ただいま事務局より報告事項2番の事業計画届出書について説明がありましたが、不明な点があれば再度説明いたします。

大友重善委員

7番大友重善です。一つ確認いたします。

この報告事項2番、事業計画届出書は、●●の担当者が本来なら美里町農業委員会に提出すべきものを所有者の住所地である●●●●農業委員会に提出したために、美里町の農業委員会に提出するのが後づけになったということですか。

事務局

概ねそのとおりです。本来なら農業者年金の絡みもありますので、美里町農業委員会に届出をしてから、●●●●農業委員会には情報提供をすればよかったという案件でした。

大友重善委員

わかりました。ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項の3番、使用貸借権の合意解約について、報告事項の4番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項5番、利用権設定の合意解による通知について、既に皆様には総会資料をお配りしており、一読されたと思いますので、事務局の朗読は省略させていただきます。

報告事項3番から報告事項5番について、不明な点があれば説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

先ほどの報告事項3番から報告事項5番についてと同様、事務局による説明は省略し、委員皆様には総会資料はお目通しされたと思いますので、第1号議案について、ただいまより審議に入ります。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決いたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、全て賛成ですので、原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

先ほどの第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員皆様には総会資料はお目通しされたと思いますので、第2号議案について、番号19番、番号20番、番号21番、番号22番、番号28番を除いた26件について審議に入ります。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決いたします。

第2号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号19番、番号20番、番号21番、番号22番、番号28番の5議案について質疑を受け付けますが、農業委員会に関する法律第31条により、11番柴山真二委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(13:38)

議長

再開いたします。(13:39)

議長

休憩前に引き続き、議案番号19番、番号20番、番号21番、番号22番、番号28番の5議案について審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号19番、番号20番、番号21番、番号22番、番号28番の5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(13:39)

議長

再開いたします。(13:40)

議長

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、31議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告いたします。



申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地となります。居宅建築は許可方針の例外に該当し、転用可能でありますとともに、農地以外の土地が見当たらなかったことから、許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、議案番号6番の1議案について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決いたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達いたします。

議長

続きまして、第5号議案、下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

この議案については、2月10日に農地委員会において審議されておりますが、提案理由については事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第5号議案、下限面積（別段の面積）の設定について説明申し上げます。

この議案につきましては、毎年この時期、2月総会において新年度の下面積について審議していただいております。今回、この議案において2つの案件がございましたので、事前に農地委員会におきまして審議していただきました。この内容について説明申し上げます。

まず1点目、農地法施行規則第17条第1項及び第2項の適用についてですが、従来、農業を生業としている方の下限面積を農地法にある50アール

としてきました。これまで、この部分につきましては見直しを行ってきませんでした。その理由として、最低50アールで農業経営をしていくにはかなり厳しいということがございましたが、今回、その50アールを30アールに引き下げるということで提案いたしました。この理由につきましては、5年前のデータですが2015年農林業センサスにおいての町内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が、全農家数165戸ございまして、28.4%でございますけれども、年々小規模農家が離農により減少しているという現状がございます。また、個別経営の担い手が高齢により離農するケースが相次いでいるため、現在の担い手に加えて新規就農の確保を加速させるため必要性が生じてまいりました。

なぜ今ここで、2021年になっているのに、2015年の農林業センサス、これを使っているのかと思われましても、2020年の農業センサスについては現時点では都道府県までしか公表されておりませんので、今回は2015年農林業センサスの数字を使うということになります。

そして、もう一つ、空き家に付随する農地の権利取得を目的とする場合についてということでございますが、実はこのことにつきましては、昨年「1アール」で承認になっております。1アールはご承知のように100平方メートルです。この100平方メートルですけれども、これを0.01アールに引き下げる。いわゆる1平方メートルにするということでございます。実は1平方メートル程度の農地が本町にもございます。それにつきましては、例えば用地買収とか、道路の用地確保のために残った農地とか、あるいは昔から存在していた農地等様々な要因がありますけれども、これを0.01アールとするものです。この考え方につきましては、県内の他市町の複数の農業委員会が制定しております。

まとめますと、農地法施行規則の17条1項、2項の適用である農業を生業とする者については現行の50アールを30アールに引き下げ、空き家に付随する農地の権利取得については1アール、100平方メートルから、0.01アール、1平方メートルに引き下げるといふ、2つの提案となります。これの施行期日は、承認をいただければ、令和3年4月1日から適用させたいと考えてございます。以上で事務局の説明は終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、農地委員会から補足説明などがあればお願いいたします。

遊佐恭一委員

農地委員会委員長の10番遊佐です。

第5号議案につきましては今、事務局が説明したとおりでございます、下限面積を50アールから30アールに引き下げるという提案ですが、農地委員会では●●●の●●を念頭においた提案ということになります。●●●の担い手が高齢化により存続が難しい状況になったため、新規参入や新規就農を円滑に運用するために、下限面積の変更という形になりました。

そして2番目の空き家に付随する農地ですけれども、やはりこれも空き家を少しでも解消に向けて解消しましょうということで、県内近隣の農業委員会もそうなっているところが多いというところで、このように進めたいということになりましたので、皆さん、よろしくご審議のほどお願いします。

以上です。

議長

その他、農地委員会所属の委員さんからは何か補足説明はございませんか。5番古内世紀委員。

古内世紀委員

5番古内です。質問ではありません。文面の表現についてこうした方がいいかなという提案ですが、(1)の右上の3、2行目から3行目ですが、全農家数(165戸)のとありますが、それは全農家は580戸ですので165戸というのは28.4%の後につけた方がよろしいと思います。

議長

わかりました。今後、表現についてはそのように直すことといたします。そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決いたします。

第5号議案、下限面積(別段の面積)の設定について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第5号議案、下限面積(別段の面積)の設定については原案どおりとし、令和3年4月1日から施行するものといたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第2回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和3年 月 日

会 長

署名委員 9 番

署名委員 10 番